

## 令和5年度まちかどミーティング会議録

開催日 令和5年8月24日（木）

地 区 錦岡地区

会 場 もえぎ町総合福祉会館

### <意見交換>

◆市民 皆さん、こんばんは。私、青雲町の・・・といいますが、今、市で取り組んでいるウォーキングについてですが、この6月から9月末日なんですか。それで、一つの要望としましては、私ども青雲のほうはスタンプを押していただくところがないもんですから、ときわスケート体育館が一番西になってますけれど、それで、その次は川沿体育館で、2か所スタンプを押ささいということは、それは私は理解するんですが、こちらの地区だったらないもんですから、どっかのぞみコミセンとか道南バスのそこら辺に設置をしていただきますと、やはり錦西町とかの方もご参加できるように要望したいと思いますが、今回というわけじゃなくて、来年でもそういう行事があるんですが、よろしく願いいたしたいと思います。それが私の要望です。以上です。ありがとうございました。

○司会 ウォーキングラリーのスタンプを押す場所についてということでしょうか。  
市のほうから回答をお願いいたします。

◎総合政策部参与 スポーツを担当しております、総合政策部の柴田と申します。

ウォーキングの関係でポイントを押すところを増やしてほしいということで、今年は今、既に始まっておりますので、来年以降、こちらの西側の部分を増やせるところがありましたら、増やせるようにちょっと検討させてください。よろしく願いいたします。

◆市民 ありがとうございました。

○司会 それでは、ほかにどなたかいらっしゃいませんか。  
はい、お願いします。

◆市民 お疲れさまです。美原町内会の・・・と申します。

事前に要望をさせていただきました要望番号4番のところについてなんですけれども、美原町1丁目に関しまして、ここ6年ぐらいの間でかなり新築住宅が建てられておりまして、私も小学生と中学生の親でもあるんですけれども、未就学児、また小学生、中学生が一気に増えた地区でもありまして、私が住宅を建てたときには、まだ土地のほうに空き地があったのは確かにあるんですけれども、住宅が全部ほぼ埋まった状態になってるんですが、反対側のほうが半数ぐらい、ちょっと空き地あるのは確かなんです。

ただ、簡易舗装のために、やはり道路の脇が、大雨が降ったりとかすると水がたまりまして、小学生、中学生の通学路を確保したいなと思って、歩道を造ってほしいという要望を出させていたんですけど、雨が降ると、皆さん、子供たちは真ん中を歩くんですね。結構、通りが交通量の多い通りでして、大型のトラックも走るんですけれども、あと、犬の散歩をしてる町

民の方がいたり、やっぱり事故もここ2年ぐらいで3件ほど、僕の目の前でも見てる状況がありまして、子供を持つ親として、完璧な道路、歩道を造ってほしいというわけではないんですが、半分ぐらいの片側だけでも歩道がついてくれば、子供たちが雨の日も気にせずそこを歩いていけるんじゃないかなということで、再度、要望させていただきました。以上です。

○司会 ありがとうございます。ただいま事前要望の4番に関する事で、歩道の設置についてという事ですが、市のほうから回答をお願いします。

◎道路建設課長 道路担当します道路建設課、成田と申します。よろしくお願いたします。

今、ご要望いただきました件につきまして、なかなか本舗装となりますと、家の配置具合だとかを見ながら、例えば家が建つには給排水などで、舗装を一回切ったりだとかということもありますので、ある程度、家がそろわないと。また、早めに完全に舗装してしまっ、その後、完成してから、また舗装を切つてがたがたになるということも懸念されるので、なかなか本舗装については、地域の家のでき方、並び方を見ながら、ちょっと検討しているところではあるんですが、今おっしゃっていただいたとおり、仮の舗装であっても、例えばお子様が安全に通れるような対策だとかということであれば、なかなか今後、現地状況を確認させていただきまして、それについては、どのようなことができるかということを現地見ながら検討させていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

◆市民 よろしくお願いたします。

○司会 それでは、ほかにどなたかいらっしゃいませんか。まだまだお時間ございますので、どなたかいらっしゃいませんか。

はい、今、マイクをお持ちいたします。

◆市民 宮前町内会の・・・です。

事前要望の7番と8番なんですけど、うちの町内会から似たようなことで要望を出したんですけど、何かこの回答だとあまり納得ができないというか、理解ができないんですけど、改めて説明をお願いしたいんですけど。この世帯数調査だったりとか民生委員ですとか、各町内会は任意団体だつてというのが、うちの町内会で認識してる場所なんですけど、行政の何か、行政機関の下請みたいに感じる事が多くて、こういう質問をしたんですけど、すみません、ちょっとこれでは分からないので、もう一度教えてほしいです。お願いたします。

○司会 ありがとうございます。ただいま事前要望の7番と8番に関する事で、町内会のご質問かと思いますが、市のほうから回答をお願いただけますでしょうか。

◎市民生活課長 市民生活課の畑島でございます。

まず、世帯数調査のほうからお話をさせていただきます。世帯数の調査、世帯数の把握というところに関しては、まず、住民票を置いているところに関しては、私ども行政のほうでも確認をするということが数字上可能なこととなっています。ただし、中には住民票を置いたまま、例えば転勤をされている方とか単身赴任をされている方もありまして、実際、そこに住民票を置いているんですけども、居住実態がない方というものの中にはいらっしゃいます。そういったところの把握というのが、やっぱり日々、変化があるという中で、なかなか行政のほうでそこを常々

確認していくのが難しいというのが実態となっています。

そのような中で、町内会というのは基本的には活動していく中で、町内会に加入されている世帯の把握であるとか、また、どこにどういった方が、どういった家が、建物であるというのは常々把握をされているという活動の基本の実態があるという考えの中から、従来、調査のほうを各町内会のほうにお願いしているということになっております。それが、まず世帯数調査の考え方というふうになっております。

そして、もう一つ、もう町内会の中でも、なかなか行政からの依頼事が多いというところもお話にあります。このお話に関しては、以前にも町内会のほうから、やっぱり年々、行政からのお願い事が増えているというお話がありまして、以前、市のほうから町内会のほうに依頼する業務というのを、もう少し見直しをしていこうということがございまして、幾つかの依頼事を取りまとめたりとか、そういったことを過去にやったことがございます。それが、現在に至っているというところになりますので、手続の簡素化であるとか、ここに、回答にも書かせていただきましたけれども、そういったところには取り組んできているところではございます。

ただ、今、お話のあったとおり、いろいろ負担を感じるというところは、先日もご意見いただいているところにはなりますので、こういった見直しというのは、今後も、今、これは必ず見直しができせんというわけではなく、状況に応じた見直しというのは、町内会の联合会組織というのもございますので、そういった中でも意見を取りまとめていただきながら、随時、進めていきたいというふうには考えてございます。

○司会 よろしいですか。

◆市民 世帯数のところだったんですけど、転勤した人がいるからってというのは、町内会もあくまでも一戸の家しか見てないじゃないですか、あの表の書き方だと。だから、その回答だと、何ていうか、この世帯数調査って、私たち町内会に、例えば私の家庭だと4人住んで、誰も転勤してないよとかって、細かいことまでを把握しろってということですか。何か転勤とかで言われると、ちょっとまた、話がややこやしいというか。

○司会 お願いします。

◎市民生活課長 実例の挙げ方がちょっと伝わりにくかったかもしれませんが、一戸建ての例えばお宅のところ、一時的に世帯、そのご家族がちょっと一時的に離れてしまうとか、ただ、建物は残っていて、そこは無人になっているとか、そういったケースもあるかと思えます。このときに、本来であれば住民票を動かしていただくということが基本的にはなるんですけども、すぐに戻ってくるとか、こういった可能性とかもあるので、住民票をそのまま置かれたままお引越せされるというケースも中にはございます。そうすると、私たち行政のほうの情報としては、そこには人がいるという情報が残ったままになるんですけども、生活の実態としては、一時的にそこが空き家になっている、無人になっているということになるので、例えば4人家族のうち1人の方が移動されるのも把握してくださいということまでは求めているつもりはないので、そこの方が住んでいるのか、住んでいないのかという実態の把握をお願いしたいというのが、調査の本旨です。

◆市民 ただ、私が言ってるのは、町内会は会員世帯を把握するのはもちろんできますし、いいんですけど、非会員世帯のところはちょっと無理があるんじゃないかなというところがあって、そこまで町内会でやるところなのかなと思うんですけど。

○司会 お願いします。

◎市民生活部長 私ですね、町内会の担当をしてます市民生活部で部長をしてます野見山といいます。

今の町内会の関係ですけども、私たち町内会に関わる行政を担当している部署なんですけども、その中で、やはり町内会の今の状況というのをしっかりと把握をして、それを政策の中に生かしていきたいというふうに考えています。

その中で、今、町内会の皆さんにお願いしてるのは、その個人の方の世帯がどうなっているのかということを知ってるわけではなくて、お住まいの地域の中に、町内会にも入られている世帯がどれだけありますか、町内会に入っておられない世帯というのはどのぐらいありますか。それによって、私たちは全体の世帯数が、この地域の町内会の加入率というものを算出をしております。それを基に、やはり私たち行政は、町内会の皆さんと一緒に、このまちづくりを進めていきたいというふうに考えていますので、町内会の活動に携わっている地域の皆さんがどのぐらいあるのかということ、やはり基礎として把握をしていただきたいというところから、今、世帯の調査というものもお願いをしています。

その中で、各町内会には様々な考えがあると思います。今、要望のほうにありますように、市役所の下請ではないと、こういうようなお考えもあろうかと思っています。その中で、この各町内会または町内会の連合組織といろいろなお話をさせていただいた中で、町内会と行政との向き合い方というのを、平成31年から現状の形で、なるべく皆さんの町内会の負担は軽くというか、軽減を図りながら、ただ行政を進めていく中で、やはりこういうことはお願いをしたいということ、きちっと区分けをして、5年を今、迎えているところでもあります。これでコンプリートするという考えではございませんので、適宜、皆さんのお声を聞きながら、変えられるところは変えていきたいという考えで、担当課長のほうでお答えをさせていただいたところですので、ぜひともそこはご理解をいただければと思います。以上です。

◎市長 いや、これは前にも同じような指摘がありました。自分たちは行政の下請ではないんだと。市のほうも、別に何でもどんどんどん郵便物が来るから、やっぱり市、何考えてんのって、何でも自分たちにやらせる気っていうふうに見えるのはしょうがないんだけど、基本的には協働という言葉があって、やっぱり住みよいコミュニティーをつくっていく場合に、市のほうでできたらいいんだけど、一方で、市民の皆さんから、市役所の人員多過ぎるんじゃないのって、無駄があるんじゃないのって言われて、どんどんどん、今、減らして、今のサイズになっていますね。そうすると、いろんな作業がある中で、市役所の職員が全部調査するというのは限界があります。そこで、町内会の皆さんにお願いをして、少し協働という作業の中でできる範囲でお願いできないかということをお願いしている作業の一つが、世帯数調査ということになります。

これ、そんなに細かなものを、町内会の皆さんにお願いするというのは無理がありますから、できる範囲で協力してほしいということなんで、そこはぜひご理解いただき、ほかにもあるでし

よう。世帯数調査だけではなくて、あるいはあるところは民生委員児童委員の皆さんにお願いしたり、あるところは労連の皆さんにお願いしたり、それは市ができればもちろん全部やります。やりますけれども、今、うちの手ではやっぱり限界があって、1か月で町内会がやっていただければ、市がやったら多分半年かかるとか、そういうタイムロスが出てくることもあるので、そこは市民との協働、町内会との協働という考え方の中で、協力できることは協力するよって、でも、これはできないよっていうことは常にあります。

もう一つは、郵便物もその都度やってたのを、今、少しまとめてやるようにはしてるんですよ。あまり負担感が出ないように。それでもまだ負担感があるんであれば、町内会の会長さんとか、総務部長さんのところに行くわけですけど、そういう負担軽減のために、もう少しそういう意見が多ければ、我々も考えていかなきゃいかんというふうには思っていますが、市役所がやんなきゃいけないけど、できないことをお願いしているというところで、できる範囲で、じゃあ、協力しようという協働は、これはお願いせざるを得ないぐらい、市のほうでいろんなやることがたくさんあるということもあるので、ぜひ、ご協力をお願いしたいなど。

ちょっと度を過ぎてんじゃないっていうことがあったら、どんどん担当にぶつけて、負担軽減について我々も考えていきますから。

◆市民 今おっしゃった、できる範囲という、その抽象的というか曖昧な表現をされるのが私的には一番困ることで、市役所の方もお仕事の中でやられて大変なのはもうすごく分かるんですけど、私なんかは別のところで働いて、家事、育児しての町内会なので、もっと大変だよっていう気持ちになってしまいうんですよ、どうしても。なので、ちょっと不満をいつも市民生活課のほうにぶつけさせていただいているんですけど、できる範囲でももちろん協力はしますけど、そのできる範囲が各町内会で全然違うと思うんですよ。加入率もうちなんかは7割とかあるけど、よそは半分ないとかいうのもよく聞くので、もう少し市のほうで、みんな同じように、ならすようにしないと、やっぱり負担感というのは強いところはすごく強いし、大丈夫だってところは大丈夫っていう、何か不公平になると思うので、もちろん市役所のそういう意向もこちらとしては理解していきますけど、こちらのこの考えも理解していただきたいなと思います。

すみません、長々時間取りまして、ありがとうございます。

◎市長 市の担当職員は理解した？大丈夫？理解したかな。

◆市民 何かあったら、また電話します。

○司会 ありがとうございます。

◆市民 こんばんは。もえぎ町内会・・・と申します。どうぞよろしくお願いします。

実は、1番に入ってる件なんですよ。ということで、防災の避難所のことなんですが、実は私、13年、町内会でいろいろやっておりますけれど、これ、要望出したの、私なんですけど、実はここに書いてございますオーシャンヒルズの2号公園に指定する。これ、いつなったんですか。いつ、これ、こういうふうになるって書いてあるんですか、これ。こういうふうに書いてありますけど。

○司会 回答をお願いできますか。

◎危機管理室長 防災を担当しております、危機管理室の前田です。よろしく申し上げます。

今、お話になっているのは、今年の5月に皆様に配付をした津波のハザードマップの中で、このもえぎも含めた地域の一つの目標地点として、2号公園のほうをお示しをさせていただいたものです。これは、ここに絶対に行ってくださいよっていう話ではなくて、あくまでも、昨年度のまちかどミーティングの中で、こちらの、ちょっとお話をお時間いただいてしたんですけども、津波避難の原則が、できるだけ高く、海からより遠くへ避難する、この原則の中で、特にもえぎ地域については、防災施設がすぐ近くにありますので、その一番高いところで、市の避難場所というのは主に公園となるものですから、そうすると、一つの例となりますけども、この2号公園を目指していくことを一つの例としてお示しをさせていただいた。ここに逃げなさい。決めました。ということではなくて、そういう避難場所が公園であるということを加味して、一例としてお示しをしたとこういうこととなっております。以上です。

◆市民 ありがとうございます。実は、ここに書いてある、私が書いている内容に、これ、合っていないと思いますよ。私も多分ここになるかなというの分かってたんですよ。何となく雰囲気。だけれども、今、行きたいけども、行けないんですよ。今、2丁目なんていったら、もう年齢でいったら相当高いですよ。今年も敬老会とか今やるんで、いろいろ私もそういう書類作ったりして、この間、二百七十何人でしたか、書いたんですけども、みんな75歳以上なんです。それで、実際に訓練しても、前は50人以上来てたんですけども、最近はまだ30とかね、それは来ないということ、来れないんですよ。たかがそこまでですよ。この三角地帯って言うところがあるんですよ。あそこは駄目だって市から言われております。いわゆる河川敷に指定するような場所だから、そこは危険だから、そこに避難するのはやめてくださいと。でしたら、どこにするんですかっていうのは、私、言ってたんですけども、最後は山の上へ行ったらどう、みたいな感じなんだけど、実際問題行けないのに、そこを絵に描いた餅みたいにして言われると困るんですよ。

それと、その支援学校もありますよね。あそこ、3階は何人ぐらい入れるんですか。例えばうちの町内会だけじゃないでしょう。だから、隣の町内会だとかも、あそこに例えば逃げたら、何人ぐらい、あそこ、入れるの。

○司会 回答お願いできますか。

◎危機管理室長 まず、苫小牧支援学校の避難スペースの収容人数ですね。そのことについてお答えをさせていただきます。

この苫小牧支援学校については、津波の浸水するところよりも上に避難していただきたいと考えていくと、あの学校は2階と3階の、一応、基本的には普通教室に行っていただきたいという計算で、1人1平米で計算しますと、大体200人ぐらいになるんですよ、人数としては。

◆市民 何人。

◎危機管理室長 200人。ただ、今、言ったようなお話、普通教室でお話をしました。実際には、大きな津波が来て逃げるとなったら、普通教室以外の例えば廊下ですとか、そういうところにも当然、避難することはありますので、そうすると、倍とまではいかないかもしれませんが、三百数十人はいけるのかなど。それは苫小牧支援学校です。プラスどうしてもちょっと冬場ですから、野ざらしになることがすごく我々は心配をするんですけども、行ける方については高台にあるオ

ーシャンヒルズ、できれば公園まで行っていただきたいですし、途中でもいいんです。高いところ、津波が来ないところまで行っていただきたい。その中で、施設としてはこの地域ですと苫小牧支援学校がありますよと。それを、絶対そこへ行けって話ではなくて、そういったことも加味をしながら、そこは我々も一緒に、どういう避難をするのがいいのか、それが高齢者だったら歩いていくのは無理だよね。でも、みんなが歩いていくことを前提に、そういう災害弱者については車で行こうよとか、そういうことをやっぱりそれぞれの事情に応じて、私たちも一緒に考えていく、このことが大事だというふうに思っています。以上です。

◆市民 ハザードマップが更新ありましたよね。あれによって、もえぎ町というのは大体9メートルぐらいで、全部埋まります。そこまで、角まで来て9メートルというと、どこまでいってるんでしょうね。それで、私、あそこの三角地帯、三角地帯ってあそこ言ってるけども、あそこには水来ないという前提で言ってるんですよ。ということは、あそこ、11メートルぐらいあるだろうなど。今封鎖してるけども、あそこで13メートルって言ってるんですよ。ということは、9メートルだから、11メートルだから、まず来ないだろうということで、あそこ続けてるんですよ、広いし。まさか、道路の角のあんなとこにちょっと入れてた最初は、だけど、あそこよりはここのほうがいだろうということについていってるんだよ。ということなんだけども、必ずそういう避難場所として指定されるとことというのは無理があるんですよ。実際、ここに書いてあるように、行けないからどうするんですかっていうようなことですよ。行けないんだ、実際には。

そこの支援学校辺りだったら近いから、何とか行けるかもしれない。だから、そこで例えば200が掛ける2になって400になったりしても、それで間に合うんですかって話になりますよね、実際に。それがありますよね。そして、おまけに道の管理してるところだから、前と違って今度は面倒くさいんだ、いろいろ。例えば使うにしても何にしてもね。例えば校長先生が鍵持ってる。あと、誰持ってるんだって調べたんだ、3人。そういうのもあったし、その都度、何か持ち主替わってだとかっていうのもあるんだけども、実際問題として使うとなったら、やっぱり面倒な建物ですよ、あれは。おまけに、この間も何かちらっと言ってたけども、何ていうの、放送が聞こえないとか、なんか後退してるんだな、そのやっつてることが。例えばよくなりましたよっていうスタイルだったら全然いいんだけど、何言ってるのか分かんないような感じの放送もしているしね。それも含めて、ちょっと脱線したけども、どうも、これつくりました。あれつくりました。って立派なんですよ、すごく。けども、実際問題としては、うちの団地、全然いいものになんないですよ。だから、あそこの三角のところが一番近いだろうと思って、僕、ずっと言ってるんだけども、あそこも駄目だということであれば、本当に僕ら、どうしようもないですよ。それを聞いているのさ。だから、しゃあないからその辺の……。

○司会 すみません、・・・さん。

◆市民 ああ、時間たった。

○司会 ちょっと長くなっておりますので。

◆市民 いや、もう終わりますよ、終わります。

○司会 津波の避難場所として。高齢者の方だとちょっと移動するのが難しいというところでよろしい

ですかね。

◆市民 いや、いいよ、いいよ。それはそれでいいですよ。ただ、それで満足はしません、私は、だけどね。必ず、まだ、あそこに連れていきますから、多分、今年10月にまたやるんですけどね。

○司会 すみません、よろしいですか、回答。

◎危機管理室長 改めて、今、・・・さんがおっしゃってた状況のとおりでして、特にもえぎ町内会さんはいろんな防災訓練も積極的にやっています。その中での課題があることも重々承知しています。

その上で、逆にちょっとご理解いただきたいというお話になっちゃうんですけども、先ほども申し上げたとおり、今回お示したこのハザードマップでの一応の目標地点というのは、やはり行政ですから、一定程度、私たちの考え方に基づいてここをお勧めします。というものを今回お示しをしております。ただ、実際にはこのハザードマップに基づいて、どう避難するかというのはやっぱり地元の方々の中でお決めいただくということが基本だと思っております。そういうことで、なかなか我々は、あそこに高台があるのに、その手前の地域を指定するというのは、なかなか行政としてはできかねるんですけども、ただ、地域として、あそこは今回の災害の最悪の想定の中でも、色がついていないんだから、地域としてはまずはここに逃げることにしようというお決めになることは、それはいいと私は思っているんです。そういうことも含めて、じゃあこういうケース、どういう避難がいいかということと一緒に考えていきたいということをお示ししましたので、今後ともそういう考え方でお付き合いいただければと思います。以上です。

◆市民 分かりました。

◎市長 支援学校さ、鍵持ってるの。

◎危機管理室長 苫小牧支援学校ですけども、今回、形上は道立の施設になりましたけれども、この所有物は、もともと市でありますので、昔と同じように、あの学校の近くに住んでいる職員2名が鍵持っておりますので、こういったような大津波警報が出た場合には、その職員が鍵を開けることとなります。その場合、ちょっとどうしても川を渡るというリスクはありますが、早めの避難をするということであれば、苫小牧支援学校というのも一つの目標地点となりますので、そういうことも含めて、こういうケースではどういう避難ができるかなということと一緒に考えていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○司会 よろしいですか。

それでは、マイクお持ちいたします。

◆市民 錦西町の・・・と申します。

ちょうど2丁目の町で1区画だけ住宅が建ってないところがある。30年以上そのままなんです。そこがもうジャングルみたいになってますよね。一応、私的財産だから、行政はタッチできないと言われましたが、一番最初に売ったところは市なんです。だから、30年以上たっても一切タッチできない。そういうところを30年たったんなら、ある程度、市のほうでも、もう草じゃないですから、樹木が生えてる。例えば北星町のあっちの方歩きますよね。歩道を歩こうと思ったら、野イチゴがぼっともうはっついて、道路に出なきゃ歩けない。それ、30年以上放置されてる

んですよね。その向こうに新しくできて、市の財政かなんかでやってるところは、きれいに草が刈ってある。何ぼ私有であっても、30年以上ほったらかしにするということは、ちょっと問題があるんじゃないかなと思いますよね。それに関して伺いたいです。

○司会 今のは市の土地ではなくて民間の土地の空き地がずっと30年以上放置されていて、そこに雑草とか樹木とか、そういうものが繁茂しててというようなお話でよろしいでしょうか。

◆市民 そうそう。もともとは市で販売してたところだから、何ぼ個人に売ったから、何も一切刈ってないというのは、我々はちょっと問題があると思うんですよね。

○司会 分かりました。

◆市民 だから、せめて草だけでも、樹木だけでもしてくれないと。みんないい人ばかりだとは限らないから。そういう意味です。

○司会 分かりました。ありがとうございます。市の担当のほうから回答をお願いいたします。

◎環境生活課長 お晩でございます。環境衛生部環境生活課の武田と申します。私、市の土地の管理というところではなくて、空き地の雑草に関する指導の部分担当しております。

私たち環境生活課のほうでは、毎年6月に、市内の市街化区域の現地調査をしまして、大体50センチ、50センチって大人の膝ぐらいになるんですけども、それぐらい草が茂っているところについては、土地の所有者に適切に除草してくださいというお願いの文書を出しております。そのお願い文書で、大体、初回半分以上の方が刈ってくれるんですが、それでもなお、なかなか草を刈ってくれないというところがございます。その後、追加で8月、この後、9月含めて文書のほうをお送りして指導のほうをしております。

今お聞きした土地については、恐らく民間の方が所有している土地ですので、私どものほうで指導文書を送る対象になってると思います。後ほど、ご住所のほうを最後お聞きして、そちらのほうに確実に指導文書が行くように対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◆市民 ちょっと待ってください。自分、毎年、市の担当に言ってるんですけど、刈ってもらったことないですね。

◎環境生活課長 そうですか。

◆市民 そして、最初に文書出すときはイエローか何かで、次はレッドカードを出すとか、そういうふうに説明があったけど、それが一切ない。いい人ばっかだったらいいけど、そういう勝手に入って、悪い人もいるし、30年以上たつてると途中で人が替わると、前の人が住んでた大きめの木とかそういうものを切って、その空き地にぽんと捨てる、平気でやる人いるからね。

だから、きちっと刈ってもらえれば、そういうことをする人がいなくなると思うんですよね。

◎環境生活課長 今のお話があった空き地の草刈りでございます。ここは、実は難しいところもございまして、まず、その空き地が民有地、個人の持ち物であった場合、行政含めて勝手に立ち入って草を刈ったり、木を切ることができないというところになっております。それがゆえに、指導文書でのお願いという対応を取らせていただいております。

ただ、樹木に関しては、もし、その問題の敷地から越境されて被害を受けてるという状況であれば、民法が改正されて、一定期間、催告、切ってくださいというお願いをすれば、被害

を受けてる場合、切ることもできるように法律が改正されております。こちら、制度も変わってきておりますので、状況見させていただいて、どうすればその課題が解決するのか考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、ほかにどなたかいらっしゃいませんか。

はい、お願いします。

◆市民 錦西町内会の・・・を担当している・・・と申します。

市から来るもので、市民の方に周知していただきたいというようなものが結構あるんですね。それで、僕らは広報を出してるんで、広報に書いて、市からのお願いということで書いてるんですけど、それが、その実施の期間というのが2週間後だとかあるんですよ、時々。少なくとも1か月ぐらい前にはこっちに届かないと、周知できないものがあるんですね。例えば、青少年の何だかんだかを何日にやります。だとかっていうやつが、2週間後だとかっていうのがよくあるんですよ。それで、そういうものを、期日があるやつは、少なくとも1か月前ぐらいには来てくれないと処置できないということで、よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。市から届く周知依頼の文書について、期限が短いので、早めに送ってほしいというような話かと思っておりますので、市のほうから回答をお願いいたします。

◎市民生活課長 市民生活課の畑島でございます。

先ほどのちょっと話の中でも、市のほうから発送する文書のほう、取りまとめているという話があったんですけども、今、市のほうから各町内会のほうに配付させていただいている文書は、月3回に分けて、まとめて発送するような形を今取ってる形になっております。

そのような中で、今、確かに市の各部署から、いろいろな通知の文書、依頼の文書がありますので、一度、私どものほうから各担当のほうに確認をさせていただいて、今後、やっぱり各町内会に配付する通知文書の場合、集約期間を求める場合には、必ず期間を確保するという形で、今のご意見をちょっとお話をさせていただいた上で、改めてちょっと対応を考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、ほかにどなたかいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

はい、今、マイクをお持ちいたします。

◆市民 もえぎ町内会に住んでいる・・・と申します。

仕事のほかに、プライベートのボランティア活動で、最近、青色防犯パトロール、通称青パトの活動を始めさせてもらったんですけど、まだ何回かしか活動してないんですが、活動の中で感じたことをちょっと言わせてもらいます。

先ほどの質問、要望の中でもあったんですが、土地とかそういうところだけじゃなくて、歩道と道路と中央分離帯の草刈りにもうちょっと力を入れてほしいなと思っていました。非常にちょっと怖いなという場面があったんで、住宅街メインで走るんですけど、車で走っていて、十字路で止まってふって見たら、もう草ぼうぼうで見えないことがある。車の鼻先出して、自分もこういうふうに乗りに出してってやらないと見えないなという場面が結構あるんで、あと、歩道からも、歩道に生えてる草とかも歩道のほうに生い茂っていたりしてて、子供たち、結構、道路際歩いたり

もしてるんで、毛虫とかの発生原因にもなるし、そういうのに、草刈りにもうちょっと力入れてもらいたいなって感じました。

◎市長 同じ思いを持っています。

○司会 ありがとうございます。

◎市長 車で出るとき、本当に見づらいんだよな。

◆市民 そうなんですよ。

○司会 市のほうから、それでは回答をお願いいたします。

◎緑地公園課長補佐 私、緑地公園課の神野と申します。

市内の公園だとか、あと道路、あと河川、あと、中には市営住宅、そこの市で管理しているところの草刈り業務を、我々の緑地公園課のほうで業務のほうをまとめて発注している状況です。

それで、今お話がありました歩道と車道の縁石の間の草だとか、中央分離帯の草ですね。草刈りについては、市内各地でいろんな方から苦情だとか、要望だとかいただきながら対応しているんですけども、草刈りのやり方としては、市内を15地区のブロックに分けて、まず道路を発注して、その地区ごとにまず公園をやって、公園が終わったら、今度、道路で河川、それが一巡したら今度また公園というような形、そういうサイクルで、我々はそれが一番効率的にできるという、ちょっと判断でやってはいるんですけども、今、ちょっとお話あったように、例えば交差点の見通しが悪いとか危険があるというところがあるかもしれない、それはお電話いただきたいんですね。そしたら、すぐ現地見に行って、例えば直営で、我々、直営の部隊もありますんで、草を見通し悪いとこだけ刈るだとか、あと、先ほどの毛虫のお話もありましたけど、毛虫の駆除だとかもやっていますので、ちょっと危ないなだとかいう場合はすぐお電話いただければ、現地確認して対応させていただきますので、よろしくお願いします。

○司会 よろしいですか。それでは、ほかにどなたかいらっしゃいませんか。

それでは、いらっしゃらないようですので、これで意見交換を終了させていただきたいと思えます。最後に、本日のまちかどミーティングの終了に当たり、岩倉市長よりご挨拶させていただきます。

◎市長 本当にお暑い中、ご熱心にいろいろご意見をいただきましてありがとうございます。

できることはすぐやるし、時間がかかることは時間がかかりますと言いますが、今日、空き地の草の話も、これまでも何度もいろんなところで出ていました。しかし、民有地に関する事については、民有地の前に市有地だったとしても、その時点の民有地についてできることというのは、今の法律でなかなか難しい点があります。勝手にやって悪意の所有者がいて、訴えられたら市は勝てません。そういう法律の下に対処しなければならない。何回も通知出しても、なかなか対応していただけない。しかも最悪なのは地元にいる方ならまだいいですけど、地方にもう行っちゃってる場合、地権者が、そういうケースも多いので、しかし、粘り強くやったりやっつけていかなければ、法律違反を分かかって、中に入って全部切って、後になって訴えられて、裁判費用かけて負けたなんてことになったら、それこそ市民に申し訳ないことになりますので、そこは粘り強くやるしかないという、行政の立場もご理解をいただきたいなというふうに思います。

し、今の草の話も本当に危ないところ、車でやっぱり人間の目より下がるので、全然見づらいところもありますが、昨日も道路の話が出ましたが、今、国道、道道と市道というのがありますが、市道の延長が1,060キロ、苫小牧はあります。それが全てそういう草の対象になってるわけではありませんが、非常に苫小牧、市道の距離が長いので、先ほど担当が説明しましたように、計画的にそういうことをやらなければ、なかなか全部やるっていうことは費用的に難しいことがありますので、これ、問題だなといったところは電話してもらって、担当が見て確かに危ないといったら、そこを処置してもらおうと。しかも、今年、暖かいので、草の伸び方早いんだよね。だから、そういう、そのときの時期のあれもあるし、万が一事故でも起きたら取り返しのつかないことになるので、ぜひ、気がついたところがあったら、市役所に電話して相談して、できることはすぐやるし、できないことはもうちょっと我慢してくださいと言わざるを得ないケースもあるかもしれませんが、ぜひ、そういう形でご理解をいただきたいなというふうに思います。

それやこれや、なかなか満足いただけない回答もあったかと思いますが、我々としては、市民のための市役所でなければ意味がないので、これからも何かあったら市のほうに声を届けていただいて、そして、まず実態を把握して解決できることは解決していく、そういう姿勢で臨みたいと思いますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

長きにわたり、暑い中、本当に心から感謝を申し上げまして、最後、締め言葉といたします。ありがとうございました。

○司会 以上をもちまして、まちかどミーティングを閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。